

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年10月4日

長野県消防防災航空センター所長 渋沢 陽一

1 入札に付する事項

(1) 工事名

令和6年度 長野県消防防災航空センター受変電設備改修工事

(2) 工事箇所名

松本市大字空港東 長野県消防防災航空センター

(3) 仕様等

設計図書によります。

(4) 工事概要

受変電設備の改修 一式

上記に伴う既存機器の撤去及び処分 一式

(5) 工期

工事開始日から令和7年1月31日 まで

(6) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。
 - ア 電気工事の入札参加資格を有していること。
 - イ 資格総合点数が707点以上であること。
- (4) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け

22 建政技第 337 号) に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

- (6) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 滞納している県税等徴収金がないこと。
- (8) 中信地域に本店を有していること。

3 支払条件

(1) 前金払

原則として「1 件の請負代金額が 100 万円以上の工事等」について、請負代金額の 6 割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

(2) 部分払

原則として、「1 件の請負代金額が 50 万円以上の工事等」について、規則第 156 条の規定による範囲内で部分払をします。

4 関係図書等の縦覧期間及び場所等

(1) 縦覧期間及び場所

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書を令和 6 年 10 月 4 日（金）から令和 6 年 10 月 15 日（火）までの長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで次の場所において縦覧に供します。

〒390-1132

長野県松本市大字空港東 9030

長野県消防防災航空センター

電話 0263 (85) 5512 FAX 0263 (85) 5513

なお、長野県公式ホームページにも掲載しています。

(2) 設計図書等に対する質問

設計図書等について質問がある場合は、令和 6 年 10 月 7 日（月）から令和 6 年 10 月 9 日（水）12 時まで上記 4 (1) の場所に質問書（別紙様式 4）を提出してください。質問に対する回答は、令和 6 年 10 月 11 日（金）を最終回答期限とし、長野県公式ホームページに回答書を掲載します。

なお、質問者に対する直接回答は行いません。

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 6 年 10 月 16 日（水） 午後 1 時 30 分

イ 場所 長野県消防防災航空センター 2 階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和6年10月10日（木）午後3時まで上記4(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16並びに規則第142条及び同第143条に基づき策定された「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」（平成27年3月11日付け26契検第135号）の規定により取り扱うものとします。

(7) 入札の無効

入札説明書5の各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。